



Title	「篆隸万象名義」小考
Author(s)	福田, 益和
Citation	長崎大学教養部紀要. 人文科学. 1973, 14, p.1-10
Issue Date	1973
URL	http://hdl.handle.net/10069/9625
Right	

This document is downloaded at: 2020-10-28T17:53:20Z

「篆隸万象名義」小考

福 田 益 和

On the Text of Tenrei-Banshōmeigi
Copied in 1114 A. D.

YOSHIKAZU FUKUDA

(一)

わが国において成立した古辞書を研究していく中で、現存最古のものといわれている「篆隸万象名義」について考察をして行くことはきわめて重要なことであろう。本書は辞書史の中で、いわばその源流ともなっているわけであってその観点よりすれば本書の研究の意義はここで改めて言及する必要はないのであるが以下筆者の問題として立っている立場からその意義についてまず具体的に述べてみたい。

本書が原本系玉篇を基礎としてつくられている事は周知のごとくであり、楊守敬のごときは「古逸叢書」所収原本玉篇の跋や日本訪書志などにおいて「顧氏原本絶無増損凌乱云々」とまで述べて、野玉玉篇の姿がそのままかかえると考えていたようである。楊氏の考えに対しては以後賛否両論があるようであるが、いづれにしても原本玉篇との関係はきわめて親密であると考えてよいであろう。原本玉篇が散逸してその全貌をうかがうことができない現在、右の一事をもってしても本書の価値は誠に大きいものというべきであるが、更に後出の新撰字鏡(天治本)が「因以昌泰年中、問得玉篇及切韻。云々」(傍線筆者。以下同じ。)と、その序文において「玉篇」参看を明らかにし、類聚名義抄(観智院本)も「立篇者源依玉篇」と玉篇の二字をもってその拠るところを明記している。三書いづれも玉篇によっている点注目すべきことである。

ところで筆者は、古辞書における部首排列の基準について調べたこと

「篆隸万象名義」小考

(二)

があるが、その調査の過程の中で篆隸万象名義・新撰字鏡・類聚名義抄に一貫する意義類聚の基準をみとったつもりで居る。このことは辞書編纂の態度として非常に大事なことであり、単に右記三書のみにとどまらず、あるいは部首分類式の古辞書一般に及ぶことかもしれない。その中でいわばその頂点に立つ本書の意義は筆者にとって誠に重大である。先に「筆者の問題として立っている立場」と言ったのはこの意味においてである。筆者は本書についてその部首排列の基準の大綱を示すにとどめているが詳細は追って発表する予定である。本稿はそのためのいわば覚え書きである。

本書の部首排列について考察するにあたりまず注意すべきことは玉篇のそれとの関係であろう。原本玉篇が佚した現在、本書との全体的、具体的な照応はできないのであるが、残巻本玉篇の部首番号からして一応同一の序列になるものと推定される。次に本書の内部構成である。周知のごとく本書の写本は依拠すべきもの高山寺一本のみであり、それによると誤写、誤脱も多く、更に重大なことは第四帖と第五帖とを境い目として本文の巻数の序列に大きな齟齬を生じていることである。このように本書は内容的に大きな問題点を含んでいるために部首排列について考察するにあたり特に注意を要する。というのは辞書が実用に供される場

合、巻序と部首排列とはつねに相依存し、それによって求める文字をひきやすくしていくのが一番便利だからである。そこで本書に關して部首と本文との相関的な面について諸先学の御業績に依りながら記述し、一二私見を加えてみたい。^(注5)

本書「篆隸万象名義」(「篆」字の字体は本文第四帖、舜竹部にも見え、「隸」字は唐、玄度の九經字様にみえる古文との由)^(注6)、国語学辞典によって「てんれいばんしょうめいぎ」と訓んでおきたい。^(注7)三十巻六帖仕立の粘葉装、用紙は黄蘗染の楮紙、両面に書いてある由。各帖とも表紙に外題はみえない。山田孝雄氏によれば、^(注8)

第一帖……一百帳(巻首十五帳、総目録)
 第二帖……九十二帳、第三帖……八十九帳
 第四帖……八十三帳、第五帖……一百五十一帳、第六帖……一百八十七帳、

のごとくである。各帖所収の部首および巻序との関係を第一表に示す。
 (部首名の下の算用数字は)
 (部首番号。以下同じ。)

(計七百二帳)

(第一表)

巻・部 帖・部首	部	本文による巻序	総目録による巻序
一	(目部一尾に一部(1)の部首が第二帖へ。) 目(49)	一 → 十二 (巻十二の巻尾、第二帖へ)	一 → 四 (巻四の七部首第二帖へ)
二	省(60) ↓ 心(88) (目部の末尾16字、心部の一部第三帖へ)	十三 → 二十六 (巻十二の巻尾、第一帖より)	四 → 八 (巻四の七部首、心部の一部三帖へ)
三	心(88) ↓ 𠂔(157) (心部、第二帖より)	二十七 → 三十八	八 → 十一
四	木(158) ↓ 禾(195) (禾部の一部、第五帖へ)	三十九 → 五十 (奥書「十五之上」)	十二 → 十五 (巻十五所収部首の大半は第五帖へ)
五	禾(195) ↓ 𠂔(242) (禾部、第四帖より。首に一部目録あり。)	十五(下) → 二十一	十五 → 二十一 (巻十五の一部は第四帖に入る)
六	山(343) ↓ 亥(542)	二十二 → 三十	二十二 → 三十

右一見して明かなるごとく各帖と巻序との関係は不齊一であり、それぞれに出入りがあつて統一がとれていない。(一つの巻に属する標字が両帖にわたっている。)第一帖、第四帖においてその印象がよい。一方、第五・六帖は比較的に各帖と巻序との関係が整理されているがそこにはそれなりの理由があると思われる。ことは撰述者との関連もあるもので後述する。

五百四十余の部首によつて次第せられ、第一帖の冒頭には各部首にわたつて反切による音をも表示した総目録をのせている。本書の部首排列の基準を考えるにあたり各帖本文の部首次第を考察すべきことは勿論であるがこの総目録による次第をも看過することはできない。(注)総目録には「凡ルイ」などと一部の部首について校合がなされて居り、転写の際に他に伝本が存したことを推定することができる。本書は右のごとき部首によつて次第せられた漢字を隸書(即ち今の楷書)によつて標出し、更にその上に篆書を冠することによつて見出しとして、各標字についてはその下に反切による音および積義等をすべて漢字でもつて注し、和訓の注記は一箇所も見られない。それぞれ一面六行四段、二段を一字分として各面十二字宛の表記である。各標字の音・積義については部首排列を考へる場合、さまで必要でないごとくであるが、中で積義については、部首排列の基準が部首自身の意義にあるとする筆者の立場からすれば重要なことになる。各部首を標字としたものについての積義はその排列意識を知るための基礎資料として必ず見なければいけないからである。しかし、実際の記述の態度は反切のみ記して積義は切りすてた標字もかなりあつて窮するのであるが、その際には残巻本玉篇にみられる積義や大広益会玉篇等の積義をも参照することで解決できる。

ところで、本書は「篆隸万象名義」と題した以上、隸書(即ち、楷書)は言うに及ばず篆書も各標出の漢字についてすべて記載されてあつて然るべきである。しかし本書をひもとけばすぐわかるごとくその期待

はうらぎられる。その量たるやまことに寥々たるものである。本書所収篆書の字数について川瀬一馬氏は六八〇字とし、山田忠雄氏は約一千字(注10)として両者くいちががある。筆者の調査によると次の第二表のごとくである。

(第二表)

第一帖									帖
9	8	7	6	5	4	3	2	1	番号
土	珏	玉	王	三	二	示	上	一	部首
195	4	168	3	2	7	102	10	5	数字篆
第二帖				第一帖				帖	
52	51	50	49	計小	13	12	11	10	番号
夏	明	省	目		田	里	墓	垚	部首
4	3	3	3	544	44	2	1	1	数字篆
第四帖	第三帖			第二帖				帖	
158	計小	144	88	計小	57	56	54	53	番号
木		尸	心		口	耳	覞	見	部首
115	19	10	9	340	202	62	4	59	数字篆
合計		第六帖		第五帖			第四帖	帖	
		計小	343	計小	197	196	195	計小	番号
			山		香	秝	禾		部首
1,038		5	5	15	5	1	9	115	数字篆

(字数を計算する場合、例えば「里部」所属の「野」字の篆書として二種あげてあるものは、二つと数えている。)

川瀬一馬氏は「現存伝本には巻二末の邑部以下には殆ど表記なく」として居られるが、右の表からもわかるごとく第二帖には300以上の篆書が

標示してあるのであるから何かの誤解に基づくものであろうか。山田氏のいわれる約一千字というのが正確な記述と言うべきである。各部首の中、篆書標示の多いものからいくつかならべると、「口部、土部、玉部、木部、示部……」の順になる。合計千三十八字の数に達するが本書の総字数一万六千有余とくらべると一割にも満たないのである。このように本書の書名にそぐわない篆書の記載について、早く岡井慎吾氏は「篆隸万象名義を見て」の中で「原本には全部篆隸具挙げたろうが、転写の際先ず篆文以外を記して、篆文は後から補おうとしたが、各巻少しづつ記入しただけで中絶したか」とされた。川瀬一馬氏・川口久雄氏ともに書写の際の省略と考えて居られる。ただその理由の一つとして川瀬氏が篆書の標示が巻首か部首の部分に多いとされるのはいかがであらうか。筆者は右の表をも参考にしして次のように考える。

(i) 各帖所収の篆書数の合計を多いものから順にならべると、

第一帖 (544) → 第二帖 (340) → 第四帖 (115) → 第三帖 (19)
 ↓ 第五帖 (15) → 第六帖 (5)

第四帖と第三帖の順序を別にすれば本書の初めの方に多く終りの部分には極端に少くなっている。(第四帖には木部があって、この一部首でもって115例に達した特異なものである。)

(ii) 篆書標示の見られる部首はいずれも一群をなして居り、各帖とも連続部首をなしているものがほとんどである。(例外：第二帖「苜」が欠け、第三帖では「心」⁽⁸⁸⁾、「尸」⁽¹⁴⁴⁾とかけはなれている。)

(iii) 篆書標示の部分は必ず各帖の首よりはじまり、(もちろん、目録の部分はのぞく) 各帖の初めに篆書記載のないものは一つもない。

以上の事実は何を意味するであらうか。すべて転写の際の篆字の省略を思わせるに都合の良いことと思われる。特に注目すべきは(iii)の点であって各帖の初めに必ず篆書が標示してあることは転写の際の省略の作業

が現在見られる六帖仕立の本書の存在を自ずから想定せしめるのである。すなわち、本来篆書は各帖とは関係なくすべての標字にわたって記載せられていたはずであるが、本書が六帖仕立の体裁をとるに至った後で転写に面倒な篆書の方は省略しようと考えた。しかし書名から考えても全部省略するのは不都合であるから各帖の初めの方にだけ残しておいた。よって各巻と篆書記載との関係には必ずしも必然性は看取せられないのであって、むしろ各帖との関係を重くみる所以である。元来、本書が六帖仕立であることについては問題があり、原本の姿に關してはむしろ否定的ですらあるわけで(後述)、現在の高山寺本における篆書の記載のあり方は決して本来のものであると言うことはできないと思う。

(三)

本書の古写本たる高山寺蔵の一本は他に古鈔本をみることでできず、その意味においても全く貴重なものであり、つとに(明治三十二年八月) 国宝に指定せられたのもっともなことである。本書の古写本として富岡鉄斎旧蔵本(天保二年書写)^(注14)等があるが、いずれも高山寺本から出たものであるとのことであるから、本書の原形をうかがおうとしてもその限りにおいて道は閉ざされている。高山寺本自体が原本からの直接の転写ではなく「永久二年六月以敦文王之本書写之了」(第六帖末尾、永久二年は1114年)の奥書から知られる通り、「敦文王」所持の本をもって書写している。敦文王なる人物も書写者も不明であるが、この敦文王所持の一本も恐らく原本ないしは原本の姿をそのまま保持したものであるに違いないであろう。既述したごとく第一帖冒頭にみえる部首総目録には一部分ではあるが校合のあとが見られ、他に異本の存在を思わしめるものがあり、神田喜一郎氏によれば、本書をはじめて弘法大師御作書目録に著録した濟暹僧都の示寂の前年が「永久二年」にあたり、それに「篆隸字

書卅卷六^(註)」とあるものは高山寺本と同じ内容のものであろうと考えられる。「卅卷六^(註)」とあるのは六帖仕立の本書と、卅卷との關係をあいまいにした記事であるが、事実、高山寺本の第一帖に見える総目録には「三卷始」、「四卷始」、「五卷始」、「六卷始」と注記があり、その位置はいずれも三・四・五・六帖の始まるところであるから御作書目録の記事とも符合している。^(註)以上の点から本書奥書に見える「敦文王之本」なるものも当時存在した伝本の一つと考えられ、これをもってそのまま原本の姿をうかがうことはできないと思われる。筆者は現存高山寺本の検討を通して原本と高山寺本との關係について考えてみたい。

本書の撰述者については巻第一の首に「東大寺沙門大僧都空海撰」とあり、東大寺別当次第によると空海の任大僧都は天長七年（八三〇年）五十七歳の時であるから、それより示寂の年承和二年（八三五年）の間に成立したことになる。^(註)成立の最下限八三五年より数えて高山寺本の書写時永久二年（一一一四年）までに約二八〇年を閲している。その間にいくつかの伝本が生じてくるのは考えられることであるし、後人による何らかの手が加えられることもあり得ると思われる。この点について早く問題を提出したのは岡井慎吾氏であり、第五帖冒頭に「統撰慈曩三仏陀」なる七文字が見えること、また第一帖より第四帖までは「巻第一」巻第五十」と序しながら第五帖以下は「巻第十五之下」巻第三十」と次第して、第四帖の末尾には「巻第十五之上」と記して前後をあわせようとしていることなどから大師の業は第四帖まで、即ち細かく分巻した巻五十で終り、以下は別人の統撰と見ねばならないとされるのである。一方、この考えに対して川瀬一馬^(註)氏は、前後における注解は別人の手に成ったものとは思われないから後半を空海の業を紹いだ門弟子等の所為とすることは出来ないと言及して居られる。川瀬氏の場合、特に根拠とすべき理由をあげて居られないが、本書の場合その撰述のあり方（すなわ

ち玉篇を基本としてその抄録したものをのせるという態度）からして氏のいわれるごとく統撰の場合でもその注解にきわだった特色があらわれるとは考えられず前後を通じて齊一的になりやすいものである。筆者は岡井氏の言われた諸点を検討し、更に本書における部首標示の検討から結論的に岡井氏の第五帖以下統撰説を支持するものである。以下その理由をあげる。

(i) 巻数の不統一

既述したごとく岡井氏の理由とされたもの一つである。現在の第一帖より第四帖までは、巻第一―巻第五十と細かく分巻しながら「統撰慈曩三仏陀」の記事がみえる現在の第五帖以下は巻第十五之下、巻第三十と玉篇のそれにあわせて三十巻になるようにし、前後をあわせるために現在の第四帖末に「巻第十五之上」と注記してある。「統撰云々」の記事を境界としてその巻数に大きな違いがあることは本書をひもとく者いづれも不審の念を禁じ得ないであろう。問題は第一帖―第四帖にわたっての細分せられた巻々についてである。川瀬氏は、巻首の目次の三十巻の分巻に従っているのは巻十五の後半以降であり、原本では玉篇に拠って三十巻に分けていたと思われるから前半において五十巻に分けているのは後人の所為であろうとされる。傾聴すべきことはではあるが筆者には従いがたい。本書の原本が玉篇に拠っているのは事実と思われるが玉篇と同じく三十巻にしようとしたかは不明である。又、巻首の目次の三十巻分巻は確かにその通りであるが本目次なるものがいっつ成立したのか明かでない。（後述するごとく本書の原本が成立した当初においてははまだ目次はなかったのではないか。）よって五十巻分巻は必ずしも後人の所為とは考えられないのである。むしろ空海撰述の当初より五十巻分巻のままであったと考えたい。では何故このような巻数を取ったのであろうか。今のところ細部にわたってのことは不明であるがそこに部首排列のかわりが深いことに気付く。本書の部首排列の基準について検

ける部首標示の欠落している既出の「馨^ニ」・「阜^ニ」などの四部首についても本来は標示があったものと考えられ、書写の際落したものと考えるのがよいと思われる。

しかし、前半（第一帖～第四帖）における多数の部首標示の脱落は書写の際の誤脱としてはあまりに多くあり、初めから標示のない形であったと考えざるを得ない。以上の事実から前半の部分が未定稿のものであったと推定する一つの根拠が得られるのであり、後半の齊一的な部首標示の方針とは相容れないものがあると思われる。前半第四帖の末尾の部首「禾部」には部首標示がないが、後半の第五帖になると改めて冒頭に「禾部」と標示をし、更に篆字まで冠して排列しているのである。

(iv) 本文における巻序の乱れ

本文第三帖の中、卷三十一～卷三十四の順序は「三十一・三十三・三十二・三十四」と次第され、三十二と三十三の順序が前後乱れている。本文を検討してみると、この乱れは単なる数字の誤写によるものではなく実質上の乱れである。このことは本来各巻が別冊になっているものを合冊の体裁で書写する場合、各冊の順序を誤って書写した（具体的に言えば卷第三十二の一冊と卷第三十三の一冊とを順序を誤って書写した）と考えられる可能性が一番つよい。卷三十一～卷三十四各巻の冒頭はすべて部首の初めよりはじまって居り、右のごとき錯乱の様相よりしてこの巻々が川瀬氏のいわれるごとく後人の所為とは考えられず、五十巻分巻は本来のものであったと考えたいと思う。はからずも本文における巻序の乱れがそれを示しているのではないかと思うのである。

(v) 部首目録の問題

既述したごとく第一帖の首には「篆隸万象名義卷第一」とかかけて以下、反切音注記の部首を順次あげ、第二・第三……第三十と三十巻仕立てにして部首目録としている。この巻数が本書の前半（第一～第四帖）の巻数五十巻と齟齬することは述べたごとくである。この他に第一帖尾

に「一部（言部）」（第一帖分の部首全部と第二帖の一部の部首）にわたっての部首目録が記され、第五帖の首にも「禾部（馨部）」（第五帖分の部首全部と第六帖の一部の部首）にわたっての目録が記されている。この両目録はその中の巻数、帖数の注記よりして第一帖冒頭の目録より出たものと思われ、更に誤写・誤脱がみられるところから後人の心覚えに急いで書き記したものと考えられる。よって当面の考察の対象よりのぞいてさしつかえない。さて、第一帖首にかかげる部首目録には所々にわたってイ本をもって校合のあとが看取される。これは転写の際に他に伝本が存したことを意味するであろうが注意すべきはその校合が本書の後半（第五・六帖）の部分に対応する目録の部分では一ヶ所もなされていないという事実である。この一事をもって推量すれば、現在の第一帖～第四帖までの本文は早く成立していたためにその間に異本も生じ、目録の成立も早かった、よって目録にも自ずから異文を生じ校合のあとがみられるようになった。これに対して現在の第五帖以下は成立が遅く、よって目録の成立も当然遅かったと考えられ、高山寺本に見られる「敦文王之本」をもって転写する際第五帖以下に対応する目録の部分には他に異文がなかったものであろう。あるいは「敦文王之本」をもって転写する際、後半の部首目録は成立したのかもしれない。現在見られるごとき三十巻仕立の整然とした部首目録は前半、後半で成立をことにした疑いがあるのであって、後人の手によって整えられたものと考えたい。

以上あげた五つの理由をもって本書は現在の第五帖以下は後人の統撰によるものであり、第一帖から第四帖までを空海の撰、それも未定稿本だと考える岡井氏の説を支持したいと思う。高山寺本は六帖仕立のものであるが、各帖所収の部首および巻序との関係が不斉一であり、それぞれに出入りが多いこと述べた通りである。このような帖の分け方では利用の際まことに不便であって空海の意図した本来の体裁のものではないと考えられる。なお、現在の第四帖の首には「篆隸卷第三十九、木

部、五」と「五」という数字が注記してあるが、これは第三帖首の「三」、第六帖首の「六」（第一、二、五帖には注記なし）よりして現在の帖数の注記と考えられる。とすれば第四帖に「五」と注したのは単なる誤写であろうか。疑問の残るところである。これに関連して岡井慎吾氏が、各帖の首尾にはそれぞれ「高山寺」・「日出先照高山之寺」の印記があるのに第四帖の尾にのみこれがないのが可笑しいとして、四・五帖は本来あわせて一帖であった、よって最初は五帖からなっていたであろうと言われたことが思いあわされる。いずれにしても現在の六帖仕立の高山寺本を原形だとするにはさまざまな問題点が残るようである。篆書の略記が現在の六帖仕立のものを基準として行なわれたことなども思いあわされる。

(四)

現存高山寺本「篆隸万象名義」は内容的に大きな問題点を有しているが、原本系玉篇の姿を知るには不可欠のものであり、また以後の上元本や更に宋本・元本等のいわゆる大広益会玉篇との関係を考える上においてもなくてはならない資料である。

最後に部首排列に関して一言する。岡井氏の指摘されるごとく原本系玉篇と考えられる残卷本玉篇と宋本玉篇との部首を比較してみると、

。残卷本玉篇……語部(92)・放部(91)
 。宋本玉篇……語部(91)・放部(91)
 とあり、巻首より語部までは残卷本一部首多く、この部より放部までの間に残卷本は宋本にくらべて一部首減じている計算になる。具体的に何部首であるかは篆隸万象名義の部首排列を見れば判明する。大広益会玉篇のそれと比較すると

。「……自(47)・合(48)・目(49)……語(92)……木(93)・林(94)……放(91)……」(万

象名義)

。「……自(47)・目(48)……語(91)……木(93)・東(94)・林(95)……放(91)……」(会玉篇)

万象名義では会玉篇とくらべて語部までに「合部」を一つ増し、放部までに「東部」一部を減じているのである。宋本は部首排列に関して原本系玉篇のそれを踏襲していかないことがわかる。宋本において他七ヶ所(実質は六ヶ所)の排列の異同を認めることができる。玉篇の部首排列の基準という立場から考えれば、例えば排列順の相違する事例の一つ

。「丰(90)・来(91)・来(92)・来(93)・黍(94)・禾(95)・禾(96)・禾(97)・香(98)」(万象名義)

。「丰(90)・来(91)・来(92)・黍(93)・禾(94)・禾(95)・禾(96)・香(98)」(会玉篇)を対照してみる。いずれも「草(稻穀)類」という意義類聚が基本にあって排列されたものの一部をなし、更に字形類聚が加味されていると考えられる。その点万象名義が、部首番号190~193(丰の字形要素)と194~197(禾の字形要素)の二グループに截然と別れた字形排列をなしているのとくらべると、会玉篇においては「来部」が後へ移動したために、その字形排列が乱れていることになる。会玉篇がいかなる理由で「来部」を移したか詳らかでないがこの所は排列の基準から言って万象名義のそれを是とすべきであろう。他の部首についても逐一論ずべきであるがその余裕がない。他日を期したい。

篆隸万象名義についてはそこにのせられた篆書が懸針体であり、わが国現存の説文解字の断簡や近年中国から将来された同残卷にみえる篆体が懸針体であることから徐鉉・徐鍇校訂以前の古い説文解字を空海が参照したのではないかとされる神田喜一郎氏の御説もあり、説文解字との比較検討も残された重要な問題であろう。

本稿は篆隸万象名義の部首排列の基準を検討する過程で気付いた本文の問題点について空海の未定稿、後人の続撰の問題を中心に二、三の私

見を加えた次第である。

- (1) 崇文院発行「崇文叢書」第一輯(十七冊)の四十三に、山田孝雄氏の解題(昭和三年)があり、この中で、楊守敬説を批判し、空海独自の見地より取捨加えたるものありとし、原本玉篇の単なる抄録ではないとされた。以後、岡井慎吾氏(玉篇の研究、第五章、玉篇の躰貌、篆隸万象名義との比較、東洋文庫刊、昭和八年二月)、山田忠雄氏(国語学辞典、東京堂刊昭和三〇年八月)、川瀬一馬氏(古辞書の研究・第三章一節・昭和三〇年一月)、青木孝氏(国語国文学研究史大成15、書目解題、三省堂刊、昭和三六年二月)等によってこの説は支持されて来た。

一方、これに対して、貞荊伊徳氏は「玉篇と篆隸万象名義について」(国語学31輯、昭和三年十二月)という論文の中で、先学の説を検討された上で、楊氏説に還ろうとされた。吉田金彦氏は「辞書の歴史」(講座国語史3、語彙史、第七章、大修館書店、昭和四六年九月)の中で、この点についても言及し、貞荊氏の説を認めながら、さらに「空海の万象名義の抄録には、やはり一定の見識があった」と述べて居られる。

(2) 本文を考察すると序文の記事が事実であることがわかる。新撰字鏡については、貞荊氏によって玉篇引用部分が明らかにされて居り(「新撰字鏡の解剖」訓点語と訓点資料十二輯、昭和四四年八月、訓点語学会)図書寮本類聚名義抄においては「弘」の注記をもって本書を直接引用している部分がある。

(3) 拙稿「古辞書における部首排列の基準―新撰字鏡と類聚名義抄―上・下」(長崎大学教養部紀要第12・13巻、昭和四六・四七年)

(4) 築島裕氏「古辞書における意義分類の基準」(品詞別日本文法講座10、明治書院、昭和四八・六)という最近の論考の中で、同じテーマがとりあつかわれているが、氏は、類書との関係を重んじ、玉篇の流れを意義分類の基本に置いては居られないごくである。示唆ある論であるが、筆者としては全面的には従いがたい。

(5) 高山寺原本は未見。崇文叢書本・弘法大師全集本に拠った。なお、白藤礼

「篆隸万象名義」小考

幸氏の「高山寺藏篆隸万象名義校勘記」(訓点語と訓点資料35輯、昭和四二年九月、訓点語学会)をも参照した。

(6) 川口久雄氏「平安朝日本文学史の研究」(増訂版、70ページ71ページ、昭和三九年五月、明治書院)。なお、千禄字書によれば「隸隸上俗下正」とみえる。

(7) 築島裕氏「国語学要説」(昭和三四・四、創元社)、川口久雄氏(注(6)同書)、山田忠雄氏(注(1)同書)、国書総目録(第五巻、昭和四二・一一、岩波書店)等とともに「―めいぎ」と訓んである。管見によれば、一人青木氏(注(1)同書)のみ、「―みようぎ」と呉音系統の訓みに従っていることである。

(8) 注(1)同書。

(9) 他に、第一帖末尾および第五帖冒頭に部首目録の断片が記されているが、これは、後人の心覚え程度のもので、特に参考にはならない。なお、本書の部首数は諸家によって異なる(540、541、543)が、それは本書の本文が未定稿なる形式を有する故に、部首としての認定が困難であるものをふくむからである。(重出部首、本文欠部首など。)よって、目録の通し番号に一応拠ることにした。

(10) 注(1)同書。

(11) 注(1)同書。

(12) 岡井慎吾氏「篆隸万象名義を見て」(「柿堂存稿」所収、昭和三・二)

(13) 注(1)・(6)同書。青木孝氏は、注(1)同書の中で、川瀬一馬氏の説として、あげて居られるが、岡井説を見落されたものであろうか。

(14) いずれも未見。弘法大師全集本の凡例において言及する富岡鉄斎旧蔵本は、書写年代より見て、国書総目録の言う京大所蔵本(天保二写、五巻一冊)のことか。他に文政十三年書写の高野山三宝山蔵本や宮内庁図書寮本(残欠四冊)、尊経閣文庫本(六冊)等の新写本ある由。

(15) 神田喜一郎氏「弘法大師全集」第六輯「篆隸万象名義」解題(高野山大学密教文化研究所編、昭和四一・五)

(16) 注(1)同書。

(17) 川瀬氏、注(1)同書に次の事例を挙ぐ。

「篆隸字書三十卷（按諸録中、或云三六卷、卷数甚減（下略））」

△諸宗章疏録▽

吉田金彦氏は、注(1)同書に次の事例を挙ぐ。

「篆隸六卷」（文明九年、根来寺覚鑊の「御作目録」）

いずれも、帖と巻との関係があいまいな記述になっている。後者は「六帖」を言ったものか。

(18) 青木孝氏、注(1)同書。

(19) 注(12)同書。他に上田正氏「玉篇殘卷論考」（神戸女学院大学論集）、神田

喜一郎氏（弘法大師全集本「篆隸万象名義」解題）も同意見。

(20) 注(1)同書。

(21) 第一帖尾の目録には巻数と帖数とが区別されず記してある。（「目、第二、省……」）。

第五帖首の目録の誤写例（杼↓水、丹↓舟）、誤脱例（工、ノ）

(22) 注(12)同書。

「日出……」は二行にわたる。なお、岡井氏は「日出光照高山寺」とされるが、ここでは弘法大師全集本「凡例」によって改めた。

(24) 注(1)同書。（前篇一）、第三章「玉篇」4、その分部）

(25) 注(15)同書。

〔追記〕

稿成りて後、宮沢俊雅氏の「図書寮本類聚名義抄に見える篆隸万象名義について」（訓点語と訓点資料52輯、昭和四八・七）という論文に接した。この中で、氏は、本書第五帖以下の統撰説を認め、名義抄（図書寮本）の中には「玉」として引用したものの中に、図書寮本の編者自身が本書第五・六帖の「統撰」の事実を認めて、玉篇間接引用の形でこれより引用し、「弘」との形で本書の前半から引用したかとされる。

（昭和四十八年九月二十八日受理）